

野田市告示第 153 号

公印を廃止したので、野田市公印規則（昭和 46 年野田市規則第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 15 日

野田市長 鈴木 有



1 印影

- ・野田市長（ひな型 26 の 2 の 4）



- ・野田市長職務代理人（ひな型 26 の 2 の 5）



2 廃止年月日

令和 8 年 6 月 14 日

4 事由

令和 8 年 6 月 14 日から、在留カードとマイナンバーカードが一体化された「特定在留カード」の制度が開始されるに当たり、マイナンバーカード、在留カードの券面事項の記載に使用する公印を統一するため。